

○国土交通省告示第四百三十号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

令和二年三月二十七日

国土交通大臣 赤羽 一嘉

第1 起業者の名称 国土交通大臣

第2 事業の種類 一般国道2号改築工事（玉島・笠岡道路及び笠岡バイパス）

第3 起業地

1 収用の部分 岡山県浅口市鴨方町六条院中字迫ノ谷、字谷迫及び字極楽池ノ内並びに鴨方町六条院西字板井迫、字六道、字宇根及び字金井地内

岡山県笠岡市西大島字別山、字小黑崎、字奥山、字茅原、字栗山、字才崎、字津雲及び字浜、西大島新田字壱丁目、字二丁目及び字三丁目、入江字道通下、字山下及び字竹山並びに横島字道通山、字瀬戸山、字猫山、字大谷曾根、字大谷及び字渡場地内

2 使用の部分 岡山県浅口市鴨方町六条院中字迫ノ谷、字谷迫及び字極楽池ノ内並びに鴨方町六条院西字板井迫、字宇根及び字金井地内

岡山県笠岡市西大島字小黑崎、字奥山、字柳、字茅原、字矢部、字栗山、字才崎、字津雲及び字浜、西大島新田字壱丁目、字二丁目及び字三丁目、入江字道通下、字山下及び字竹山並びに横島字道通山、字瀬戸山、字猫山及び字渡場地内

第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第20条第1号の要件への適合性

「一般国道2号改築工事（玉島・笠岡道路及び笠岡バイパス）」（以下「本件事業」という。）は、岡山県浅口市金光町佐方地内から笠岡市茂平字長瀬地内までの延長17.5kmの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする一般国道改築工事であり、申請に係る事業は、本件事業のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業は、道路法（昭和27年法律第180号）第3条第2号に掲げる一般国道に関する事業であり、法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2 法第20条第2号の要件への適合性

本件事業は、道路法第12条の規定に基づき国土交通大臣が行うものであり、起業者で

ある国土交通大臣は、既に本件事業を開始していることなどの理由から、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

3 法第20条第3号の要件への適合性

(1) 得られる公共の利益

一般国道2号（以下「本路線」という。）は、大阪府大阪市を起点とし、福岡県北九州市に至る延長約671kmの主要幹線道路である。

本路線が通過する岡山県倉敷市は、港湾法（昭和25年法律第218号）に規定する国際拠点港湾に指定され、取扱貨物量が中国地方第1位である水島港や岡山県内の製造品出荷額の4割を占める水島工業地帯を擁していることから、本路線は物流において重要な役割を担っている。

しかしながら、本件区間に対応する本路線（以下「現道」という。）は、物流等による通過交通に広く利用されるとともに、笠岡市等の既成市街地を通過し、周辺に店舗、公共施設、住居等が存していることなどから、物流等による通過交通と地域住民による地域内交通とがふくそうし、交通混雑が発生するなど、主要幹線道路としての機能を十分に発揮できていない状況にある。

平成27年度全国道路・街路交通情勢調査によると、現道の自動車交通量は、浅口郡里庄町大字浜中地内で27,012台/日、笠岡市金浦地内で23,460台/日であり、混雑度はそれぞれ1.62、1.68となっている。

本件事業の完成により、本件区間が現道の通過交通等を分担することから、現道における交通混雑の緩和が図られるなど、安全かつ円滑な自動車交通の確保に寄与することが認められる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

(2) 失われる利益

本件事業が生活環境に与える影響については、玉島・笠岡道路事業は都市計画手続において、都市計画決定権者である岡山県知事が、環境影響評価法（平成9年法律第81号）等に基づき、平成12年7月に大気質、騒音、振動等について環境影響評価を実施しており、その結果によると、振動等については法令により定められた基準等を満足すると評価されており、騒音等については環境基準等を超える値が見られるものの、遮音壁の設置等により環境基準等を満足すると評価されている。また、計画交通量の見直し及び上記の評価以降に新たに得られた知見を踏まえ、起業者が令和元年10月等に、同法等に準じて任意で上記の評価の照査を実施したところ、振動等については法令により定められた基準等を満足するとされており、騒音等については環境基準等を超える値が見られるものの、遮音壁の設置等により環境基準等を満足するとされてい

ることから、起業者は玉島・笠岡道路事業の施行に当たり、当該措置を講ずることとしている。また、笠岡バイパス事業は同法等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が令和元年10月等に、同法等に準じて任意で大気質、騒音、振動等について環境影響調査を実施しており、その結果によると、いずれの項目においても環境基準等を満足するとされている。

また、上記の評価等によると、本件区間内及びその周辺の土地において、動物については、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）における国内希少野生動植物種であるハヤブサ、チュウヒ及びクマタカ、環境省レッドリストに絶滅危惧ⅠB類として掲載されているナゴヤダルマガエル及びニホンウナギ、絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているサシバ等、準絶滅危惧として掲載されているオオタカ、ミサゴ等その他これらの分類に該当しない学術上又は希少性等の観点から重要な種（以下単に「重要な種」という。）が、植物については、環境省レッドリストに絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているアッケシソウ、準絶滅危惧として掲載されているカワヂシャ、ウラギク等その他これらの分類に該当しない重要な種がそれぞれ確認されている。本件事業がこれらに及ぼす影響の程度は、周辺に同様の生息又は生育環境が広く残されることなどから影響がない若しくは極めて小さい、又は保全措置の実施により影響が回避若しくは低減されると予測されている。主な保全措置として、オオタカ等については、営巣が確認されていることから、専門家の指導助言を受けながら工事前のモニタリング調査を実施し、営巣状況に応じて繁殖期を避けた施工等を実施することとしている。カワヂシャについては、工事の実施により濁水による影響が考えられることから、工事实施中における仮締切りや切回し水路、沈砂池等の設置を行うこととしている。加えて、起業者は、今後工事による改変箇所及びその周辺の土地で重要な種が確認された場合は、必要に応じて専門家の指導助言を受け、必要な保全措置を講ずることとしている。

本件区間内の土地には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）による周知の埋蔵文化財包蔵地が14か所存在するが、このうち11か所については既に発掘調査が完了しており、記録保存を含む適切な措置が講じられている。起業者は、今後、残る3か所についても岡山県教育委員会と協議の上、必要に応じて発掘調査等を行い、記録保存を含む適切な措置を講ずることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(3) 事業計画の合理性

本件事業は、道路構造令（昭和45年政令第320号）による第1種第3級の規格に基づく4車線の自動車専用道路を建設する事業であり、その事業計画は同令等に定める規格に適合していると認められる。

また、玉島・笠岡道路事業の事業計画は、平成12年8月29日に都市計画決定された都市計画と、笠岡バイパス事業の事業計画は、昭和63年8月30日に都市計画決定され、平成24年3月27日に変更決定された都市計画と、それぞれのり面の形状等を除き基本的内容について整合しているものである。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の事業計画に基づき施行することにより得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業の事業計画は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

4 法第20条第4号の要件への適合性

(1) 事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、現道は交通混雑が発生しており、その緩和を図る必要があることなどから、本件事業を早期に施行する必要があると認められる。

また、本路線沿線の自治体の長等からなる国道2号玉島笠岡間整備促進協議会より、上記の理由から、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

(2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

第5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所 岡山県浅口市役所及び笠岡市役所